

白百合女子大学「人を対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規程

1. 趣旨

この規程は、「白百合女子大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン」に基づき、人を対象とする研究活動が円滑かつ適正に行われるように、審査及びその他必要な措置を講ずることを目的として運営される「白百合女子大学「人を対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会」（以下、倫理委員会という）について定める。

2. 審査基準

審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理規範に基づく他、次に掲げるものによる。

- (1) 白百合女子大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン
- (2) 関連省庁等の法令・指針や、研究者が所属する学会等の指針等
- (3) 白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程
- (4) 白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程

3. 構成

倫理委員会は次に掲げる5名の委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 人間総合学部発達心理学科長
- (2) 同 初等教育学科長
- (3) 大学院文学研究科発達心理学専攻主任
- (4) 同 児童文学専攻主任
- (5) 文学部または全学基盤教育部門より選出された教員1名

発達心理学科長と発達心理学専攻主任を兼任する者がある場合は、同学科・専攻において代理を選出することとする。

任期は(1)～(4)についてはそれぞれの役職の任にある期間とし、(5)については1年とする。

委員長は任期を1年とし、委員の互選によって選出する。

正当な理由がある場合は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4. 議事

倫理委員会は、後述する申請があった場合にその都度委員長が招集し、3名以上の委員の出席をもって成立する。

議事として申請された研究計画等の審査を行い、3名以上の委員の賛成によって承認する。

また、倫理審査の結果、条件付承認だった場合は、委員長の確認を経て承認とする。

5. 申請

研究計画等の審査を申請する者は、定められた様式により、委員長に申請する。

6. 審査結果の報告と通知

4の議事による決定は、学長に報告するとともに、速やかに申請者に通知する。

7. 異議申立

申請者は4の決定に対して異議を申し立てることができる。

その場合は、異議の内容と理由を付して書面で、学長に申し出る。

8. 再審査

前項の申立を受けて、学長は委員長に再審査を求める。
その場合の議事も、4に従って行う。

9. 研究計画等の変更

研究者が承認を受けた研究計画について、2の基準に関わる内容の変更を行う場合は、倫理委員会の承認を得なければならない。

10. 実施状況の報告

倫理委員会は研究等について、必要があると判断したときには、研究者に対して実施状況を報告させることができる。

11. 研究の変更または中止の勧告

委員長が前項の報告が不適切と判断した場合には、倫理委員会の議を経て研究等の変更または中止を勧告することができる。

12. 議事要旨の公開

倫理委員会の議事要旨（研究課題、申請者、研究期間、及び審査結果等）は、原則として公開する。

13. 守秘義務

委員はその職務上知りえた秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

14. 事務局

倫理委員会に関する事務は、人間総合学部事務担当の所管とする。

15. 本規程の改正

本規程の改正は、研究活動上の不正行為等防止推進委員会の議を経て、学長が行う。

付則 本規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

本規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。